

# 外貨定期預金（先物予約付）取扱規定

2020年4月1日 現在

## 1.（適用範囲）

- (1) この規定は表記のお申込による外貨定期預金と、当該外貨定期預金のお預入れ時または満期日払戻時に適用する為替相場を確定するために契約する外国為替先物予約取引に適用します。
- (2) 外貨定期預金については、この規定の他に外貨定期預金規定に従ってお取扱い致します。
- (3) なお、表記のお申込による外貨定期預金に関して外国為替先物予約取引を締結されない場合は当規定は適用せず、外貨定期預金規定に従ってお取扱い致します。

## 2.（外国為替先物予約の締結）

- (1) 外貨定期預金のお申込と同時に、外国為替先物予約を締結される場合  
お申込まいただいた外国為替先物予約については、外貨預金計算書兼新規預入確認書に、その明細を表示してお渡しすることとし、別途の外国為替先物予約締結証書（スリップ）は発行いたしません。
- (2) 外貨定期預金のお申込後に、外国為替先物予約を締結される場合  
当行制定の外国為替先物予約締結書（スリップ）に当該外貨定期預金番号等摘要を記載したものに、お客様が当行へお届けされている署名または記名押印をしていただきます。当行が申込条件に応諾する場合は、当行署名のあるスリップを発行いたします。

## 3.（流用・譲渡の禁止）

締結した外国為替先物予約を他に譲渡したり、当該外貨定期預金以外の取引に流用することはできません。

## 4.（外国為替先物予約の取消および外貨定期預金の中途解約）

- (1) 締結した外国為替先物予約は、取消できません。
- (2) 外貨定期預金についてその満期日前の解約をやむを得ないものとして当行が認めた場合は、外貨定期預金払戻請求書にお届け印を押印のうえご提出願います。  
また、(2)2の場合で当行がスリップを発行している場合は、当該スリップも同時に提出願います。  
この場合は同時に外国為替先物予約も取消することとし、外貨定期預金解約元利金の円貨への換算は外国為替先物予約締結相場によらず、解約日の当行所定の相場によることとします。  
また、外国為替先物予約の取消により当行に生じた損害金は、元利金円貨換算額から差引かせていただきます。

## 5.（外国為替先物予約の実行および外貨定期預金の期日自動解約）

- (1) 外貨定期預金の期日には、外貨定期預金払戻請求書にお届け印を押印のうえご提出願います。また、(2)②の場合で当行がスリップを発行している場合は、当該スリップも同時に提出願います。
- (2) 万一、お客様が満期日に外貨定期預金払戻請求書およびスリップをご提出されない場合でも、当行は外貨定期預金を満期日に自動的に解約し、外国為替先物予約を実行して元利金の円貨は、あらかじめ指定された預金口座に入金いたします。

#### **6. (規定の変更)**

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上